

平成 29 年
12 月号

濱田会計事務所通信

平成 29 年 12 月 3 日発行 Vol.4

平成 29 年 11 月 11 日（土）の午後から第 2 回目の相続セミナーを開催致しました。ご参加下さった方々、ありがとうございました。今後もこのようなセミナーの開催を考えておりますので、是非ご参加頂ければと思います。セミナーの内容は基本的には相続に関する内容を考えておりますが、ご要望、ご希望の事柄等ありましたらお気軽にお声掛け下さい。



<税務/会計トピックス>

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の税務上の取り扱い

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度です。この制度への加入は任意で、ご自分で申し込み、ご自分で掛金を拠出し、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。また、掛金、運用益、そして給付を受け取る時には、税制上の優遇措置が講じられています。

①掛金は全額所得控除

掛金の全額が所得控除の対象となり、所得税と住民税の税金が軽減されます。軽減される税額はその人の所得により異なります。

②運用益は非課税

通常、金融商品を運用すると運用益に課税されますが（例えば金利に対しては 20.315%）、「iDeCo」の場合は非課税で再投資となります。

③受取時は公的年金又は退職金扱い

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

①の所得控除を受けるためには、年末調整又は確定申告で国民年金基金連合会が発行する「小規模企業共済等掛金払込証明書」に記載のある掛金の合計金額を小規模企業共済等掛金控除（個人型年金加入者掛金）欄に記入のうえ、「小規模企業共済等掛金払込証明書」を提出する必要があります。

役員や個人事業主のみが加入できる小規模企業共済とは異なり、この制度は誰でも加入できる制度となっています。従業員が加入する際は雇用主にも手続きが必要となりますのでご注意ください。



<相続・贈与税のお話し>

生命保険金の相続税の非課税枠の活用

被相続人（亡くなった人）が被保険者であり、受取人が相続人である場合には、相続の際にその死亡保険金について一定の金額まで非課税となり相続税が課税されません。

保険については契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人が誰であるかにより課税される税金の種類が変わってきますので、保険加入時には十分に考慮する事が重要です。

生命保険金等の非課税限度額の計算は、「500万円×法定相続人の数」により計算されます（養子が2人以上いる場合は、法定相続人の数に制限があります）。

一般的には保険金の受取人を配偶者としている場合が多いですが、配偶者の税額軽減の措置により配偶者の相続税の負担は軽減されることが多く、受取人を配偶者としていると保険金の非課税の効果が無効に発揮されない場合が考えられます。

そのため、受取人を配偶者以外の子などに変更しておくことで非課税の枠を有効に活用することも検討事項の一つとして考えられます。

相続税について考える際、生命保険は最初に確認する事項です。しっかり対策をしている場合と何も対策をしていない場合とでは結果が大きく異なるためです。また、比較的簡単に対策を行う事が出来ます。

まず、現在契約中の内容を保険証券などでご確認頂き、必要であれば受取人や契約者の変更、新規契約の締結などを検討しましょう。一時払いなどであれば高齢や病歴のある方でも加入出来るものもあります。

生命保険には相続税の節税対策以外にも納税資金の準備や遺産分割の対策など有効な活用方法がありますので、気になる方は是非お気軽にご相談下さい。



事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

「年末年始休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

平成 29 年 12 月 29 日～平成 30 年 1 月 4 日

1 月 5 日より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

